

長南町小中一貫校設立委員会設置条例

(設置)

第1条 長南町立東小学校、西小学校、長南小学校、豊栄小学校（以下「統合小学校」という。）を統合して整備する施設に関する事項について協議するため、長南町小中一貫校設立委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、統合小学校の施設の管理運営に関する事項について協議する。

(組織)

第3条 委員会は、17名をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 町議会議員 2名
- (2) 学識経験者 2名
- (3) 保護者代表 4名
- (4) 学校職員代表 5名
- (5) 公募による委員 4名

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、統合校開校までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は、必要な資料の提供を求めることができる。

(専門部会)

第6条 委員会は、第2条に掲げる所掌事務のうち専門的な事項を協議する必要があるときは、長南町教育研究協議会から意見を聴取するとともに、必要に

応じて専門部会を設けることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学校教育担当室において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年長南町条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1職名の欄中「学校適正配置検討委員会委員長」を「小中一貫校設立委員会委員長」に、「学校適正配置検討委員会委員」を「小中一貫校設立委員会委員」に改める。

別表第2職名の欄中「学校適正配置検討委員会委員長」を「小中一貫校設立委員会委員長」に、「学校適正配置検討委員会委員」を「小中一貫校設立委員会委員」に改める。

別表第3職名の欄中「学校適正配置検討委員会委員長」を「小中一貫校設立委員会委員長」に、「学校適正配置検討委員会委員」を「小中一貫校設立委員会委員」に改める。

(長南町学校適正配置検討委員会設置条例の廃止)

3 長南町学校適正配置検討委員会設置条例（平成24年長南町条例第16号）は、廃止する。

(この条例の失効)

4 この条例は、統合校が開校した日に、その効力を失う。